

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人水資源機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(12%) 68	(13%) 1,966		
随意契約		(88%) 516	(87%) 12,870	(40%) 233	(63%) 9,325
合 計		(100%) 584	(100%) 14,836	(100%) 584	(100%) 14,836

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札			(22%)	(10%)
				40	389
	企画競争	(32%) 58	(44%) 1,689	(70%) 128	(85%) 3,232
随意契約		(68%) 125	(56%) 2,115	(8%) 15	(5%) 182
合 計		(100%) 183	(100%) 3,804	(100%) 183	(100%) 3,804

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札			(34%)	(12%)
				137	1,284
	企画競争	(2%) 10	(2%) 278	(11%) 46	(5%) 605
随意契約		(98%) 391	(97%) 10,755	(54%) 218	(83%) 9,143
合 計		(100%) 401	(100%) 11,032	(100%) 401	(100%) 11,032

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、平成18年7月に見直し済

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・ 随意契約結果(理由を含む)のホームページへの公表については、平成18年7月に措置済
- ・ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)により、新たに公表する項目を含め、平成20年1月までに公表の内容を改正する。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 一般競争入札方式の対象拡大等

建設工事の一般競争入札を19年7月に1億円以上に拡大。さらに20年4月以降6千万円まで拡大。ただし、機械設備、電気設備の整備・更新工事は、少額を除き原則として一般競争入札とする。(19年4月・7月及び20年4月実施)

公益法人等が行う調査業務等は、原則として「参加者の有無を確認する公募手続」により、透明性・競争性を確保する。

物品・役務関係業務については、少額のものを除き、原則として一般競争入札方式とする。(平成19年7月実施済)

(2) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム関連等及び行政補助的な業務のうち、継続性が必要なものについては、複数年(債務)契約を平成20年度から実施する。

リース契約等、複数年を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ一般競争を行い、次年度以降は随意契約を行っていたものについても、複数年(債務)契約を平成20年度から実施する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大等により、入札参加者が多様化されることに伴い、入札参加条件の公正性・利便性を高めるため、今後の入

札においては、従来の持参方式に加え、郵便による入札を併用することとした。(平成18年7月実施済)

(4) 見直し後も特命随契とせざるを得ないものを限定

一 電気、ガス等ライフラインの継続供給(供給元が一の場合のみ)

物品事務処理要領：第4条第2項第一号(根拠規定：以下同じ)

二 庁舎、宿舍等の土地建物借料

物品事務処理要領：第4条第2項第一号

三 リース物品の継続借料(複数年契約制度導入までの間)

物品事務処理要領：第4条第2項第三号

四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等

工事事務処理要領：第5条第2項第三号、物品事務処理要領：第4条第2項第五号

五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託

工事事務処理要領：第5条第2項第一号、物品事務処理要領：第4条第2項第六号

六 特許技術、著作権の対象となる契約

工事事務処理要領：第5条第2項第一号、物品事務処理要領：第4条第2項第一号

七 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの

工事事務処理要領：第5条第2項第一号、物品事務処理要領：第4条第2項第一号

八 法令、条例等により相手方が特定されている業務

工事事務処理要領：第5条第2項第一号、物品事務処理要領：第4条第2項第一号

九 その他、契約職等が特に必要と認め、本社所管部室が事前に了承した場合

見直し計画を厳格に運用し、実効性のあるものとするため、上記一から八以外の理由で随意契約とする必要があるものについては、全て本社各部室(窓口：技術管理室)の審査を受け、事前に了承を得ることとする。

(以上「随意契約の厳格な適用について」(平成19年7月19日付け通達)より)

3. その他

見直し実施の効果を効率的に検証するため、今後は、随意契約を「競争性のある随意契約」と「競争性のない随意契約」に分類・整

理する。(契約管理統合支援システムに反映。平成20年度当初運用開始を目途に検討中。)